

令和5年8月10日

報道関係者各位

佐賀県 武雄市役所

令和5年（ネ）第40号損害賠償請求控訴事件の 判決確定について

令和5年（ネ）第40号損害賠償請求控訴事件（令和4年12月8日控訴、原審：さいたま地方裁判所令和4年（ワ）第322号損害賠償請求事件）について、令和5年7月19日の東京高等裁判所での判決言渡し後、上告期間が経過し、判決が確定しましたので、お知らせいたします。

記

○控訴審判決の主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

— 本件に関するお問い合わせ先 —

武雄市企画部企画政策課 TEL 0954-23-9325

武雄市総務部総務課 TEL 0954-23-9315